

社会福祉法人上越あたご福社会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日までの 5年間
2. 内容

目標：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成27年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成28年4月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布